

令和3年4月26日

秋田県木材産業協同組合連合会 理事長 様

秋田県生活環境部長
(公印省略)

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の
保有状況の確認及び早期処理について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) 廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル
廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分期間の末日までに処分を完了しな
ければならないと定められています。

高濃度PCB廃棄物の処分期間の終了が間近に迫ってきましたので、今一度、管理している建物
や施設について、PCB廃棄物等の保管又は使用の状況を確認し、該当機器を発見した場合は期間
内処分のための手続を進めてくださるよう、各会員への周知をお願いします。

なお、期間内に処分できない場合は、改善命令の対象となることがありますので御承知おきく
ださい。

1 高濃度PCB廃棄物の処分期間

高濃度PCB廃棄物 (変圧器・コンデンサー) : 令和4年3月31日まで

高濃度PCB廃棄物 (安定器・汚染物) : 令和5年3月31日まで

2 高濃度PCBを使用している可能性のある機器

- ① 昭和52年までに設置された揚水ポンプ類や工場設備等の配電盤
- ② 昭和28年から47年に国内で製造された変圧器・コンデンサー
- ③ 昭和52年3月以前に建築・改築された事業用建物の照明器具安定器
- ④ 昭和55年までに製造・販売された溶接機、X線発生装置、昇降機制御盤

【担当】

秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物対策班 田村、佐藤、佐々木

TEL : 018-860-1624

【確認方法】

確認に当たっては、電気工事業者等の専門業者に相談するなど、感電や転落等の事故に十分ご注意ください。

1 配電盤

(1) 設置時期の確認

使用中又は保管中の配電盤が昭和52年（1977年）までに設置されたものであるかを確認してください。

(2) 設備の状況の確認

(1) に該当する場合、配電盤の設備内にコンデンサーが組み込まれているかを確認してください。

(3) 製造時期の確認

(2) に該当する場合、コンデンサーが昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）までに製造されたものであるかを確認してください。

(4) 機器の判別方法

(3) に該当する機器を使用・保管している場合、当該機器における高濃度PCB含有コンデンサーの使用の有無について銘板を確認することで判別できます。

詳細はメーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを御参照ください。

<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsuhyo.html>

2 変圧器・コンデンサー

機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを御参照ください。

<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsuhyo.html>

3 照明器具安定器

安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月日等の情報から判別することができます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを御参照ください。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

4 X線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤

(1) 製造時期の確認

昭和55年（1980年）までに製造・販売されたものであるかを確認してください。なお、昭和55年以降に機器のメンテナンス等により高電圧発生装置の交換を行っている場合、高濃度PCBは含まれておりません。ただし、交換を行った際、コンデンサー等を含む高電圧発生装置部分を

切り離して保管されている場合もあるため、そのようなものの有無についても確実に確認するようにしてください。

(2) 機器の判別方法

(1) で該当する機器を使用・保管している場合、当該機器における高濃度PCB含有コンデンサー等の使用有無について、機器の種類ごとに以下の要領で確認してください。

① 工業用 X線検査装置

一般社団法人日本検査機器工業会 (<https://jima.jp/>) に加盟する4社により製造された機器のうち、高電圧トランスにPCB含有絶縁油が使用された可能性のあるものの機器名、型式名及び製造時期は別添1のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。4社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

② 溶接機

一般社団法人日本溶接協会 (<http://www.iwes.or.jp/>) に加盟する5社により製造された機器のうち高濃度PCB含有コンデンサー等を使用したものの機器名、型式名及び製造時期は別添2のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。

また、別添2に記載の8社については、高濃度PCB含有コンデンサー等を使用した機器はありません。

なお、これら13社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

③ 昇降機 (エレベーター、エスカレーター) 制御盤

建物の昇降機保守会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- PCB全般に係ることは次のウェブサイトを御確認ください。
環境省「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト」
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
- PCB廃棄物の処分に係る登録、委託契約等に関する問い合わせは次のとおりです。
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)
TEL : 03-5765-1935 (登録担当)
https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html
- 高濃度PCB廃棄物を中小企業者が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。詳細は次のHPを御確認ください。
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)
TEL : 0120-808-534 (中小軽減担当)
https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

- 環境省の「PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業」において、照明器具のPCB含有の有無に係る調査及びPCB含有安定器を使用する照明のLED照明への交換工事に対する一部補助事業を実施する予定です。

申請先：一般財団法人 栃木県環境技術協会

TEL：028-671-1781

公募要領：<http://tochikankyou.com/hojo/announce.html>

- 高濃度PCB廃棄物を処分する場合、必要な長期運転資金が日本政策金融公庫の融資の対象となります。詳細は次のホームページを御確認ください。

日本政策金融公庫（環境・エネルギー対策資金 PCB廃棄物処分関連）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

- PCB使用機器が発見された場合の連絡先は次のとおりです。

判明した場所の所在地	連絡先	電話番号
大館市 鹿角市 小坂町	秋田県大館保健所 環境指導課	0186-52-3953
北秋田市 上小阿仁村	秋田県北秋田保健所 環境指導課	0186-62-1167
能代市 八峰町 三種町 藤里町	秋田県能代保健所 環境指導課	0185-52-4331
男鹿市 潟上市 五城目町 井川町 八郎潟町 大潟村	秋田県秋田中央保健所 環境指導課	018-855-5173
由利本荘市 にかほ市	秋田県由利本荘保健所 環境指導課	0184-22-4121
大仙市 仙北市 美郷町	秋田県大仙保健所 環境指導課	0187-63-3683
横手市	秋田県横手保健所 環境指導課	0182-45-6139
湯沢市 羽後町 東成瀬村	秋田県湯沢保健所 環境指導課	0183-73-6157
秋田市	秋田市環境部 廃棄物対策課	018-888-5173